

広島地方最低賃金審議会  
 第3回 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業  
 最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和5年10月26日(木)13時52分～17時11分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 広島県船舶等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員と使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。</p> <p>労働者代表委員は、「歩み寄る必要性はあるが、40円にこだわりたい。船舶製造業は非常に厳しいところがある。そういった状況で、昨年度、船舶等製造業最低賃金999円は、広島県最低賃金930円の1.07倍であり、その対比率を維持するという根拠で38円の引上げ額を提示する。」との金額提示があった。</p> <p>使用者代表委員は「業界における底辺の賃金を見ていただいて、どれくらい上げれば迷惑がかからないかを考えたとき、プラスの22円であった。22円の引上げを提示する。」との金額提示があった。</p> <p>その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ね、現行の特定最低賃金額999円を31円引き上げて1,030円とすることの公益案を提示し、採決の結果、労働者代表委員反対で、公益案どおり結審となった。</p> <p>11月1日に開催予定の第551回広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の開催予定。</p> <p>第551回広島地方最低賃金審議会</p> <p>日 時 11月1日(水)10時～</p> <p>会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室</p> <p>(異議申出があった場合)</p> <p>第552回広島地方最低賃金審議会</p> <p>日 時 11月17日(金)10時～</p>			